「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」

（対策の概要は下表のとおり。）

陸上貨物運送事業者の実施事項	荷主等の実施事項
1　安全管理体制の確立 ・荷役災害防止の担当者の指名 ・荷役災害防止の安全衛生方針を表明等 ・荷役作業に係るリスクアセスメントの実施 ・安全委員会等における調査審議 ・反復・定例的に荷の運搬を請け負う荷主等との安全衛生協議組織の設置　等	**1　安全管理体制の確立** ・荷役災害防止の担当者の指名 ・陸運業業者が行う荷役災害の防止について、荷主等の事業場の安全衛生方針に盛り込む等 ・陸運事業者が行う荷役作業の安全対策について、荷主等の事業場の安全委員会等で調査審議 ・反復・定例的に荷の運搬を発注する陸運事業者との安全衛生協議組織の設置　等
2　荷役作業における労働災害防止措置の明確化と実施 （1）基本的な対策 ・荷主先等での荷役作業の有無を事前に確認　等 （2）墜落・転落対策 ・作業場所確認、後ずさり作業の禁止、昇降装置の使用　等 （3）荷役運搬機械、荷役用具・設備対策 ・資格の確認、進行方向確認徹底、安全通路の歩行 ・ロールボックスパレットの安全な取扱　等 （4）転倒対策 ・台車の使用の促進、耐滑性安全靴の使用　等 （5）動作の反動、無理な動作対策 ・腰痛指針（平成6年9月6日付け基発第547号。）の実施 ・人力荷役から機械・道具を使った荷役への作業改善　等 （6）その他の対策 ・荷室扉開閉時の荷崩れ防止、パレットの破損状況の確認　等	**2　荷役作業における労働災害防止措置の明確化と実施** （1）基本的な対策 ・陸運事業者に荷役作業を行わせる場合は事前に通知 ・安全な作業手順の省略につながる厳しい着荷時刻としない ・荷役作業場所の改善　等 （2）墜落・転落対策 ・墜落防止施設・設備をできるだけ設置　等 （3）荷役運搬機械、荷役用具・設備対策 ・荷役運搬機械使用のルール（制限速度、通路等）を定め掲示　等 （4）転倒対策 ・作業場所の整理整頓、床・地面の凹凸の改善　等 （5）動作の反動、無理な動作対策 ・人力荷役から機械・道具を使った荷役への作業改善 ・労働者の負担を減らす荷姿、荷の重量等に改善　等 （6）その他の対策 ・パレットの破損状況の確認　等
3　安全衛生教育の充実 ・荷役作業従事者に対する安全衛生教育の実施　等	**3　安全衛生教育の充実** ・運送業務発注担当者への「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号）」の周知　等 ※　貨物自動車の運転者は、拘束時間、運転時間の上限が定められていることを荷主等の担当者に周知。
4　陸運事業者と荷主等との連絡調整 ・運送契約時に、荷役作業における陸運事業者と荷主等の役割分担を明確化 ・荷主先等での荷役作業の有無の事前確認（再掲） ・反復・定例的に荷の運搬を請け負う荷主等との安全衛生協議組織の設置（再掲）　等	**4　陸運事業者と荷主等との連絡調整** ・運送契約時に、荷役作業における陸運事業者と荷主等の役割分担を明確化 ・配送先における荷卸しの役割分担の明確化 ・荷役作業の有無、有の場合の荷や使用する荷役運搬機械等の情報を陸運事業者に通知（再掲） ・反復定例的に荷の運搬を発注する陸運事業者との安全衛生協議組織の設置。（再掲）
5　その他 ・貨物自動車の運転者に荷役作業を行わせる場合は、休憩時間を考慮した運行計画を策定 ・陸運事業者が他の陸運事業者に業務を請け負わせる場合は、安全衛生協議組織の設置、作業間の連絡調整、作業場所の巡視、請負事業者が行う安全衛生教育への支援・指導を実施　等	**5　その他** ・貨物自動車の運転者に荷役作業を行わせる場合は、休憩時間を考慮して着荷時刻を弾力化。

第7回トラック輸送適正取引推進パートナーシップ会議資料より引用

愛知労働局　安全課